

川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 15 号

川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年川西市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所長の専決事項）

第3条 所長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に重要と認める事項又は異例若しくは疑義のある事項は、参画協働課長の決裁を受けなければならない。

- (1) 川西市コミュニティセンターの使用許可等に関すること。
- (2) 川西市コミュニティセンターの使用料の徴収、減免、還付及び調定に関すること。
- (3) 川西市コミュニティセンターの使用許可の取消等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、定例で軽易な事項の処理に関すること。

2 前項各号に掲げる事項について、所長が不在であるときは、所長の直上位者がその事項を代決する。

3 前2項に定めるもののほか、川西市コミュニティセンターの事務処理については、川西市事務処理規則（昭和42年川西市規則第15号）に定めるところによる。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。